

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、高齢化率の高い都道府県では所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、昨年10月31日に国内・国外株式比率を各25%に倍増することを認可・公表し、ハイリスク・ハイリターン of 危険な運用をしようとしている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものと考えられる。

さらに、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま一方的に見直しの方向性を示すことは、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性がある。また、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みが作られていない中では、事業主及び従業員といった被保険者・受給者が被害を被ることになりかねない。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、年金削減や保険料引き上げにもなりうることから、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性がある。また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、被保険者の利益を第一に考えた運用とすること。
- 3 GPIFにおいて、被保険者の利益を第一に考えた運用が確実に行われるよう、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画するガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月3日

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様

福知山市議会議長 田中法男